

大 阪 府 環 境 審 議 会
循環型社会推進計画部会運営要領

第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定により、循環型社会推進計画の策定について検討を行うため、大阪府環境審議会に循環型社会推進計画部会(以下「部会」という。)を置く。

第 2 組 織

- (1) 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。ただし、部会長が必要と認める場合は、この部会にオブザーバーとして関係者の出席を求めることができる。
- ① 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4名程度
② 条例第3条第2項に規定する専門委員 4名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年12月23日から施行する。